

社会福祉法人めぐみ会 役員等報酬規程

〈目的〉

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

〈定義等〉

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、また費用を弁償する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表2の定めによるものとする。

〈報酬等の支給方法〉

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、翌月15日とする。ただし金融機関が休日の場合は、順次前日に繰り上げて支払います。
- (2) 常勤役員に対する報酬は、原則として常勤理事の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬及び実費弁償費は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

〈報酬の額の日割り計算〉

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、つぎのとおりとします。

報酬額×当該月の在職日数÷30

- 4 前第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

〈公表〉

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、

別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(平成29年3月21日理事会議決)

ただし、理事・監事については、平成29年6月定時評議員会で選任された理事・監事から支給する。

附則 この規程は、平成29年6月20日より施行する。

別表 1（非常勤役員等の報酬）

名称	4 時間未満	4 時間以上	実費弁償費
評議員	10,000 円	20,000 円	円
非常勤役員	10,000 円	20,000 円	円
監事監査指導	30,000 円		円

別表 2（常勤役員等の報酬）当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

名称	報酬
理事長業務報酬（月額）	100,000 円
業務執行理事報酬・事業担当（月額）	30,000 円
業務執行理事報酬・その他（月額）	10,000 円